

視覚障害者技能習得援助資金貸付事業の実施について

1 目的

中途失明等により、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に転職しようとする視覚障害者に対し、技能習得援助資金を貸し付けることにより、技能習得を支援し職業的自立を促進します。

2 貸付対象者

次の全ての要件を満たす者です。

- ① 障害等級6級以上の視覚障害により離職し、文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設(以下「養成施設等」という。)に入校した者
- ② 離職により雇用保険等を受給し、当該給付期間が満了となった者(雇用保険等の給付期間満了後4年以上経過した後に養成施設等に入校した者を除く。)、これに準ずる事情にあると認められる者又は養成施設等に入校したことにより雇用保険等の支給を打ち切られた者
- ③ 県内に住所を有し、かつ、養成施設等の入校日以前に1年以上県内に住所を有している者
- ④ 貸付対象者及び生計を一つにする家族の1ヶ月の収入合計が、次の基準額以下である者

基準額＝世帯人員基準額＋家族勤労加算＋家賃加算

・世帯人員基準額

世帯人員	世帯人員基準額	世帯人員	世帯人員基準額
1 人	235, 300円	5 人	696, 700円
2 人	353, 400円	6 人	802, 000円
3 人	473, 200円	7 人	907, 300円
4 人	591, 400円	7人超1人増すごとに	105, 300円加算

・家族勤労加算限度額 101, 000円

・家賃加算限度額 59, 000円

3 貸付額

- ① 月額46, 000円(最終貸付月は、3, 000円を加算した額)
(参考) 1人当たり貸付金額最高限度額 1, 659, 000円
- ② 無利息
- ③ 財源 神奈川県からの補助金

4 貸付期間

養成施設等の在学期間(36ヵ月を限度)です。

5 連帯保証人

1人必要

6 貸付金の交付

1月分ごとに翌月の7日以内に交付します。

7 貸付の休止

養成施設等を休学又は停学したときは、貸付を休止します。

8 貸付の廃止

- ① 養成施設等を退学したとき
- ② 県外に住所を移したとき(特に認めた場合を除く。)
- ③ 虚偽その他不正な方法により貸付を受けたとき
- ④ 借受けを辞退したとき
- ⑤ 貸付継続が適当でないと思われるとき

9 貸付金の返還

- ① 返還金額
貸付額の全額
- ② 返還期間及び方法

ア 養成施設等卒業者

最終貸付月の翌月から2年間据え置いた後、半年賦の方法により10年間均等分割して償還します。ただし、特段の理由がある場合は、据置期間を延長することができます。

イ 貸付廃止者

2年間の据置後、貸付期間に応じて次のとおりとします。

貸付期間(休止期間を除く。)	償還期間	償還方法
6月以内	2年	半年賦、均等分割
7月以上1年以内	4年	〃
1年1月以上1年6月以内	6年	〃
1年7月以上2年以内	8年	〃
2年1月以上	10年	〃

10 延滞利息

正当な理由なく返還日までに返還しないときは、年5パーセントの延滞利息を徴収することができます。

11 貸付金の返還免除

次のいずれかに該当する場合は、返還を免除できます。

- ① あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許証のいずれかの交付を受けたとき
- ② 死亡、疾病、生活困窮等により貸付金を返還できなくなったと認められるとき

(注)

視覚障害に係る身体障害者障害程度等級表

(身体障害者福祉法施行規則別表第5から抜粋)

障害等級	障害の程度
1 級	両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力についても測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの
2 級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの
3 級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの
4 級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
5 級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
6 級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの
7 級	(なし)